

平成 29 年度（下半期）
太陽の広場における暫定使用の
受付について

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

平成 29 年度（下半期）太陽の広場における暫定使用の受付について

“太陽の塔”の南側にある「太陽の広場」（以下「太陽の塔前広場」という。）は、日本万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」という。）のシンボルである“太陽の塔”と質の高い芝生空間とが一体的な景観を形成し、多くの来園者の皆様をお迎えする万博記念公園のエントランスであり代表的なスポットです。

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所（以下「公園事務所」という。）では、“太陽の塔”をより身近に感じ取っていただき、太陽の塔前広場で開催する事業により多くの来園者の皆様に非日常的な体験、感動を享受していただくため、通常は立入禁止の利用規制を行っている太陽の塔前広場を使用する事業者を募集します。

芝生の保護のため、使用期間と使用条件に一定の制約を設けますが、本趣旨をご理解いただいたうえで、ご応募下さい。

1) 使用対象期間

平成 29 年 11 月 8 日（水）から 11 月 26 日（日）まで

平成 29 年 12 月 29 日（金）から平成 30 年 3 月 7 日（水）まで

- ※ 使用期間は本番・設営・撤去を含みます。
- ※ 芝生の芽出し時期（3月下旬から5月上旬）、芝生根茎への養分蓄積時期（9月中旬から10月中旬）は使用対象期間から除外します。
- ※ 10月18日から11月7日は大阪府主催イベントのため、11月27日から12月28日及び3月8日から20日は公園事務所主催イベントのため、使用対象期間から除外します。
- ※ 上記1)の使用対象期間において、使用許可は、公園事務所が主催・共催イベントにて使用する回数（3月2回）を含み各月原則最大3回、1回あたりの本番使用日は芝生生育期（3月下旬から11月）は最長6日間、休眠期（12月から3月中旬）は最長12日間としますが、連続使用は2回までとします。
また、お祭り広場、東の広場等で行う大型イベントの利用申し込みがあったときは、使用希望日の第2又は第3希望日で調整させていただきますので、ご了承ください。
- ※ 上記1)の使用対象期間中は、太陽の塔耐震補強工事が行われており、太陽の広場には、太陽の塔の周囲に工事用の塀（太陽の塔から約30m前方・高さ約3m）が設置されていますので、ご了承ください。
- ※ 利用者公表は、利用者名・日程をホームページにて行います。

2) 使用時間

イベント等の開催時間は、万博記念公園自然文化園の開園時間である午前9時30分から午後

5時までの任意時間帯とします。なお、イベント内容によっては、公園事務所との協議により、午前9時30分から午後8時までの任意時間帯の使用を可能とします。

※設営・撤去にともなう車両進入については、原則自然文化園の開園時間外とします。

3) 使用施設の概要

【貸付最大面積】約6,000㎡（天然芝）

【使用料金】今回の受付は暫定使用のため、広場使用料は無料とします。ただし、芝生養生のために必要となる下表の費用は支払って頂きます。

【芝生養生費・実費】 芝生保護マット設置・撤去費用

芝生保護マット枚数	敷設面積	目安費用
500枚以内	600㎡以内	1枚あたり360円
500枚から1000枚	600㎡から1200㎡	1枚あたり350円
1000枚から1500枚	1200㎡から1800㎡	1枚あたり335円
1500枚から2000枚	1800㎡から2400㎡	1枚あたり335円

※芝生養生のため、過度に使用する芝生地すべてに、公園事務所から貸与する芝生保護マットを敷設して頂きます。ただし、50人程度の少人数の使用でかつ同じ場所を踏まない軽度な使用内容については、公園事務所と協議にうえ、芝生保護マットの敷設を不要とします。

[芝生保護マット 1枚の規格(縦2m×横0.6m) 貸与最大枚数2,000枚(2,400㎡分)]

※芝生保護マットの敷設は公園事務所が施工します。太陽の塔前広場の使用用途・方法、面積等を記載した使用計画書を本番使用日から30日前に公園事務所に提出頂き、協議のうえ、芝生保護マットの敷設面積・費用を確定します。

※上記の表は、太陽の塔前広場を使用する範囲において、芝生地に芝生保護マットを敷設する際の目安費用です。費用は変更することがあります。

4) 使用申込み条件

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 万博記念公園のエントランス・代表的なスポットにふさわしく、文化・芸術等の不特定多数の方が参加できる事業であること
かつ、万博記念公園の活性化、賑わいづくり、集客向上に寄与し、大阪府日本万国博覧会記念公園条例を遵守した事業であること
- ② 太陽の塔前広場で音響システムを使用する場合は、近隣居住地との敷地境界線上において「大阪府生活環境の保全等に関する条例（条例第84条、施行規則第54条の騒音規制基準（以下「騒音基準」という。））以内の午前8時～午後6時の間は55db以下、午後6時～午後9時の間は50db以下にて対応すること
かつ、過去2年間において、自治体が定める騒音規制に関する基準以内の音量での野外コンサートを実施した実績があること
- ③ 太陽の塔前広場への最大入場者数は1日（回）5千人以内とすること
- ④ イベント等の実施が万博記念公園や太陽の塔(※)のPRに寄与すること。また、イベント等の風景は、万博記念公園のPRのため広報等に使用させていただく場合があります。
※太陽の塔を被写体としてPRする場合は、事前に公園事務所に相談してください。

⑤ 高品位の芝生状態を維持するため、設営・撤去、出展内容、過度な踏圧使用とならない使用方法が提案されていること

⑥ 次のいずれかに該当する使用でないこと

- ・ 暴力団の利益になるもの
- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 政治性のあるもの
- ・ 宗教性のあるもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

【使用例の参考】

音楽イベント、ブラスバンド・ダンス・チアリーディング等、結婚式、芸術作品の展示、ヨガ など

5) 申込み手続き

① 提出書類

ア 暫定使用申込書【別添様式】

イ 企画書【任意様式】

※以下の項目を企画書に記載してください。

㊐ 使用内容、期間、面積

㊑ 前記4)の①から⑥の条件を全て満たしている根拠（実績、計画等）

㊒ イベントの広報計画（情報発信エリア等）

② 提出方法

郵送に限ります。（平成29年2月23日（木）必着）

③ 提出先

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

営業推進課営業推進チームあて

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1-1

6) 受付期間

平成29年1月19日（木） 受付開始

平成29年2月23日（木） 受付締切

平成29年3月10日（金） 使用者公表

7) 使用希望日が重複したときの取扱い

使用希望日が重複したときは、次の①から③までの該当項目が多い提案から優先順位を決定いたしますので、暫定使用申込書【別添様式】の使用希望日の記入においては、第3希望日まで記入ください。

- ① 集客数が比較的多いもの
- ② 広報計画において、広域圏（関西圏を超えるエリア）に情報発信しているもの
- ③ 過去2年間において、万博記念公園の専用使用施設等の使用実績を有し、かつマスメディアが主催するもの

8) 使用を許可する際の条件

使用規制等は次のとおりです。

- (a) 使用目的以外に使用しないこと
- (b) 使用許可に伴う権利を第三者に譲渡若しくは転貸しないこと
- (c) 許可された使用時間を厳守すること（準備・整備・清掃等の時間も含む）
- (d) 常に善良な注意と責任をもって使用すること
- (e) 暴力行為その他公序良俗に反する行為等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (f) 許可なくはり紙、釘打ち等をしないこと
- (g) 許可なく危険な物品又は動物を持ち込まないこと
- (h) 許可なく物品を販売し又は展示しないこと
- (i) 火気の使用又は油等を用いた飲食物出店はしないこと
- (j) 火災、盗難、人身事故等の防止に努めること
- (k) 施設等を損傷したときは、直ちに公園事務所に届け出ること。また、使用者の責に帰すべき事由のときは、原状回復又は損害賠償をすること
- (l) 使用時における必要な警備員は、使用者が負担すること
- (m) 使用した施設の後片付け、清掃、発生したゴミ等は、万博記念公園内に残さないよう処理すること
- (n) 仮設工作物を設置するときは公園事務所の許可を受けること
- (o) 会場内にのぼりや横断幕などを設置する場合は公園事務所の許可を得ること。また、これらのデザインは万博記念公園の品格・景観等を阻害しないものとする

9) 使用申込にあたっての留意事項

① 設営・撤去について

- (a) 開園時間帯（午前9時30分～午後5時）は車両進入を禁止します。やむを得ない事情がある場合は、公園事務所の許可を得たうえで、車両の前後・左右に誘導員を配備し進入してください。
- (b) 施設の使用中であっても、一般来園者の太陽の塔の記念撮影には十分な配慮を行ってください。
- (c) 使用者は、太陽の塔前広場会場内外の警備計画を提出してください。
- (d) 太陽の塔前広場内に設営物を設置する場合、太陽の塔裏側園路までの車両乗入を許可します。ただし、4tトラック（ユニック付を含む）以下とします。
- (e) 設営・撤去における万博記念公園内への車両・スタッフの入退場等は次のとおりです。
 - 千里橋ゲート 午前7時30分から午後6時30分
 - 迎賓館ゲート 午前8時から午後10時
 ※上記時間帯以外を利用する場合は、使用者の負担にて公園事務所の委託警備員（以下「警備員」という。）を配置することにより千里橋ゲート及び迎賓館ゲートの開門延

長ができます。なお、警備に要した費用は、公園事務所より使用者あてに請求させていただきます。

※園内走行は徐行してください。

(f) 関係車両の園内留め置き場所

○自然文化園業務用外周道路（10台まで）

※搬出入及び留め置き車両の許可証（事業名・搬出入日・主催者・車両番号・運転者連絡先を記載のうえ搬出入と留め置きの色を替える）を作成し、リストと一緒に公園事務所の担当者に提出し、受領印を得てください。

※万博記念公園の管理運営上において、公園事務所が園内留め置き場所を使用する場合は当該場所を変更する場合があります。

② スタッフの取扱いについて

(a) 入場証（使用者作成）の提示により、自然文化園中央口団体門（9時開門）より入園することができます。

※使用者負担にて警備員を配置し、自然文化園中央口団体門の開門時間を早めることが可能です。なお、警備に要した費用は、公園事務所より使用者あてに請求させていただきます。

※自然文化園の開園時間中（9時30分から午後5時）は、各ゲートより入場が可能です。

(b) スタッフの入園料は免除とします。使用者で入場証（事業名・使用者氏名・入場日を記載）を作成し、見本10部と使用者全員の氏名リストを公園事務所の担当者に提出してください。

③ 本番に関することについて

(a) 実施経費

太陽の塔前広場使用に付随する一切の運営に係る経費（楽屋、アーティスト招聘、チケット販売、払戻、会場内外の雑踏警備、観客対応、ステージ・電源等設営、撤去）は、使用者の負担とします。

また、公園事務所が許可した自然文化園の開園時間延長に掛かる経費（警備員の経費）も使用者の負担とします。これらの経費は、公園事務所より使用者あてに請求させていただきます。

(b) 関係官庁等への事前届出

飲食の一次加工を要するなど仮設建築物を設営する場合は、吹田市都市整備部開発審査室に事前協議（本番日より6か月前）を行ってください。さらに、イベント開催について必要な届出等の手続については、使用者で必要の有無を確認のうえ行って頂きます。

○吹田北消防署 tel. 06-6872-0766

○吹田警察署（警備課） tel. 06-6385-1234

○吹田市役所（開発審査室） tel. 06-6384-1231

○日本音楽著作権協会大阪支部 tel. 06-6244-0351

(c) 飲食出店

太陽の塔前広場での油を使った調理・火気の使用はできません。

吹田北消防署に露店等の開設届出書を提出してください。また、飲食出店者に露店営業許可を取得させるなど『公園内における「食」の安全・安心なサービス提供への心得』を遵守させるとともに、『万博記念公園イベント開催時の飲食出店におけるチェックシート』を事前に公園事務所に提出して頂きます。

飲食物売店から発生する雑排水は、必要に応じグリストラップを設置し、処理水は公園事務所の指定する排水枡へ流し込んで頂きます。グリストラップを設置せずに雑排水を流した場合は清掃費用の負担などを求める場合があります。

露店出店における電気供給は、小型発電機（ガソリン）の使用は原則禁止とします。

大型発電機（軽油）からの電源供給としてください。

(d) 芝生養生等

芝生保護のため芝生地への車両の乗り入れは禁止とします。

万一、芝生や施設に損傷を与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行って頂きます。

※芝生地内の設営・荷運びのため公園事務所所有の芝生走行車1台を貸与しています。

希望者は、公園事務所指定の利用申込手続きを行って頂きます。また、燃料（ガソリン）は使用者の負担とします。

※貸与した芝生保護マット、芝生走行車に損傷・破損があれば、使用者の責任の下、修繕もしくは新規購入を行って頂きます。

④安全対策について

(a) 太陽の塔前広場にてイベントを開催するにあたり、気象変化について常に情報収集に努めてください。落雷、暴風雨等、来園者にとって危険が予想される場合は、直ちに中断・中止の判断を行ってください。この措置により、入場者からの料金払（会場内入場料・自然文化園入園料）戻し等の異議が生じた場合、これに伴う一切の責任は使用者が負うものとします。

(b) 会場内に進入可能な最大収容人員は限られるため、雑踏・誘導警備については十分な計画を作成のうえ、適確な指示伝達を構築してください。また、これらの計画書は本番20日前までに公園事務所に提出し承認を得てください。

⑤ゴミ回収・会場内清掃について

(a) 会場内のゴミ箱設置及びゴミ回収は、使用者が行って頂きます。ゴミ箱の規格は、ビニール袋が利用可能なものとし、表面に「もえるゴミ」、「もえないゴミ」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」を表示したうえで会場内に設置して頂きます。

(b) 会場内のゴミ箱にたまったゴミは定期的に回収・分別し、来場者に不快の念を与えないようにしてください。ゴミ投棄料は使用者負担とします。

⑥イベント告知サインについて

使用者が太陽の塔前広場で開催するイベントの告知サイン・幟等の設置については、デザイン、表示内容、形状、数量、設置場所、設置期間などについて、事前に公園事務所と調整してください。

⑦迷子対応について

- (a) 迷子が発生（迷子探し・迷子預かり）した場合は、会場内での放送を行うとともに、スタッフにて迅速な対応を行っていただきます。また、子どもに迷子ワッペン等を携行させる運営にも積極的に取り組んでいただきます。
- (b) 会場内で迷子の解決ができなかった場合は、直ちに公園事務所が発注している警備業務会社に連絡し、捜索範囲を拡大してください。また、同時に園内放送をかけ、来園者にも協力依頼を行っていただきます。
- (c) 迷子発生から1時間が経過した場合は、家族・同伴者から警察署に捜査願いの電話を行っていただきます。

⑧看護師配備について

イベント参加者が不慮の事故で怪我をした場合、または持病による身体疾病が発生した場合は適正かつ迅速な措置を行うため、使用者の手配により看護師1名以上を配備していただきます。

10) 使用許可手続き

- ①使用者は、平成29年3月22日(水)までに、大阪府日本万国博覧会記念公園条例及び同条例施行規則に定める行為許可申請書（様式第13号）を提出して頂きます。
※音楽イベントの場合、行為許可申請書の提出時に演奏時間を明記したタイムスケジュールなどを公園事務所へ提出して頂きます。
- ②使用者は、申請書の提出後に公園事務所と詳細を協議して頂きます。この際、内容について変更を求める場合があります。

11) その他

○本件にかかる事務局（連絡先）

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

営業推進課営業推進チーム

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1-1

電話：06-6877-3339 / FAX：06-6877-8459

様式

受付番号	
------	--

平成 年 月 日

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所長 様

平成 29 年度（下半期）太陽の広場暫定使用
申 込 書

応募者	
企業名等	(マスメディアで ある・ない)
代表者役職・氏名	Ⓜ
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号(代表・直通)	
F A X 番号	
メールアドレス	
企画提案等 ※詳細は別添	
イベント名	
集客目標	人
過去 2 年間の万博記念公園の専用使用施設等の使用実績	ある（使用日 イベント名 ）・ない
使用希望日	
（使用希望日は第 3 希望日まで記入してください。使用希望日は、本番・設営・撤去を含みます）	
第 1 希望日	
第 2 希望日	
第 3 希望日	